

1. 「Bank Pay取引規定」新旧対比表 ※変更箇所は下線部分

現行	改定後
1. (適用範囲)	1. (適用範囲)
(1)	(変更なし)
(新規)	(2) 前項にかかわらず、BP加盟店によっては、利用者が利用者アプリを機構所定の方法で操作することにより、当該BP加盟店に対して負担する売買取引債務を、BP加盟店銀行が自ら又はBP直接加盟店もしくはBP任意組合を通じて立替払をする場合があります。この場合、利用者は、BP加盟店銀行に対し、当該立替払の費用にかかる補償債務を負担するものとします。利用者は、当該補償債務を、登録預金口座からの預金の引落しによって支払うものとし、これら一連の取引もBank Pay取引に含まれるものとして、この規定（第5条を除く。）により取り扱うものとします。
(新規)	1の2.(公金納付)
(新規)	(1) 機構所定のBank Pay公的加盟機関規約(以下「BP公的加盟機関規約」といいます。)を承認のうえ、BP公的加盟機関規約所定のBP公的加盟機関として登録され、機構の会員である一又は複数の金融機関(以下「BP加盟機関銀行」といいます。)とBP公的加盟機関規約所定のBank Pay公的加盟機関契約を締結した法人(以下「BP公的加盟機関」といいます。)に対して、BP公的加盟機関規約に定めるBP公的加盟機関に対する公的債務(以下「公的債務」といいます。)の支払いのために、利用者が利用者アプリ等を機構所定の方法で操作した場合には、BP加盟機関銀行が当該公的債務の立替払を行うものとします。この場合、利用者は、BP加盟機関銀行に対して、当該立替払の費用に係る補償債務を負担するものとします。利用者は、当該補償債務を、登録預金口座からの預金の引落しによって支払うものとし、これら一連の取引についてもBank Pay取引に含まれるものとします。但し、当該Bank Pay公的加盟機関契約の定めに基づき、登録預金口座がBP公的加盟機関で利用できない場合があります。
(新規)	(2) 前項の定めに基づくBank Pay取引については、「BP加盟店」を「BP公的加盟機関」、「BP加盟店銀行」を「BP加盟機関銀行」、「売買取引債務」を「公的債務」とそれぞれ読み替えた上で、この規定（第4条第4項第3号及び第5条を除く。）を適用するものとします。
2. (利用登録の方法等)	(変更なし)
3. (免責事項)	(変更なし)
4. (Bank Pay取引の方法等)	(同左)
(1)～(3)	(変更なし)
(4) 次の場合には、Bank Pay取引を行うことはできません。	(同左)
①～③	(変更なし)
④ 第1条各号の但書に定める場合	④ 第1条第1項各号の但書又は第1条の2第1項但書の定めに該当する場合
⑤～⑪	(変更なし)
(5)	(変更なし)
5. (Bank Pay取引契約等)	5. (同左)
(1) 前条第1項の方法によるBank Pay取引の場合、利用者が、利用者アプリ等において、前条第2項により本人認証が行われ、かつ、Bank Pay取引を実行した時に、加盟店端末への通知その他の機構所定の方法でBP加盟店に口座引落確認を表す電文が通知されないことを解除条件として、BP加盟店との間で売買取引債務を登録預金口座からの引落しによって支払う旨の契約(以下、「Bank Pay取引契約」といいます。)が成立するものとします。	(1) 前条第1項の方法によるBank Pay取引の場合、利用者が、利用者アプリ等において前条第2項により本人認証を行い、かつ、Bank Pay取引を実行した時に、加盟店端末への通知その他の機構所定の方法でBP加盟店に口座引落確認を表す電文が通知されないことを解除条件として、BP加盟店との間で売買取引債務を登録預金口座からの引落しによって支払う旨の契約(以下「Bank Pay取引契約」といいます。)が成立するものとします。
(2)～(4)	(変更なし)

現行	改定後
(新規)	(5) 本条の規定は、第1条第2項又は第1条の2第1項に基づき売買取引債務につき立替払が行われる場合（以下「立替払方式の場合」という。）には適用されず、次条に定めるところによるものとします。
(新規)	5の2.（立替払の場合の特則）
(新規)	(1)立替払方式の場合は、利用者が利用者アプリ等において第4条第2項により本人認証を行い、かつ、Bank Pay取引を実行した時に、加盟店端末への通知その他の機構所定の方法でBP加盟店に口座引落確認を表す電文が通知されないことを解除条件として、BP加盟店銀行が利用者に代わって売買取引債務を支払う旨の契約が利用者と当該BP加盟店との間で成立するものとし、この契約もBank Pay取引契約に含めるものとします。また、この場合、当該BP加盟店銀行は自ら又はBP直接加盟店もしくはBP任意組合を通じて当該売買取引債務の立替払をするものとし、利用者は第1条第2項及び第1条の2第1項に基づき当該BP加盟店銀行に対して負担する補償債務を、登録預金口座からの引落しによって支払うものとします。なお、預金引落しの指図については、通帳および払戻請求書の提出は不要です。
(新規)	(2) 前項にかかわらず、利用者アプリ等において本人認証が行われ、かつ、利用者がBP加盟店との間において継続的に発生する売買取引債務をBP加盟店銀行が自ら又はBP直接加盟店もしくはBP任意組合を通じて立替払する場合には、売買取引債務の支払時期が到来する都度BP加盟店より伝送される請求データに基づく登録預金口座からの引落しの時に、BP加盟店との間でBank Pay取引契約が成立するものとみなします。
(新規)	(3) 前二項によりBank Pay取引契約が成立したときは、売買取引の無効・取消し・解除、売買取引債務の弁済による消滅・同時履行・相殺、売買取引の不存在、売買取引債務の金額の相違、目的物の品質不良・引渡し未了、その他売買取引債務の履行を拒絶しうる旨の一切事由があったとしても、かかる事由をもってBP加盟店銀行、当行その他の者に対して異議を述べないものとします。
(新規)	(4) 第1項及び第2項に定めるBank Pay取引契約が成立した場合、加盟店銀行又はBP直接加盟店もしくはBP任意組合は、規約に基づき、利用者がBP加盟店に対して負う売買取引債務につき、当該BP加盟店に対して立替払をする義務を負い、その時点で利用者の当該売買取引債務は消滅するものとします。但し、第1条の2に定めるBank Pay取引契約の場合の利用者の売買取引債務は、第1項に基づき当該BP加盟店に対して立替払が実行された時点で消滅するものとします。
6. (Bank Pay取引契約の締結時の認証)	(変更なし)
7. (利用者アプリ等へのアクセス管理、パスワード等の設定・管理等)	(変更なし)
8. (預金の復元等)	(変更なし)
9. (利用者の責任)	(変更なし)
10. (Bank Pay取引の利用金額の通帳記入)	(変更なし)
11. (Bank Pay取引の取扱停止等)	(変更なし)
12. (規定の変更)	(変更なし)
附則 この規定は、2019年11月8日から施行する。 (2021年8月16日一部改定)	附則 この規定は、2019年11月8日から施行する。 (2021年10月1日一部改定)